

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第22号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則（平成14年香川県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p><u>(本人確認情報を利用することができる事務)</u></p> <p><u>第2条 条例別表第1号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第5条第1項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u></p> <p><u>(2) 大麻取締法第10条第5項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</u></p> <p><u>2 条例別表第2号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 漁船法（昭和25年法律第178号）第4条第1項又は第2項の許可の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u></p> <p><u>(2) 漁船法第4条第9項の報告に係る事実についての審査</u></p> <p><u>(3) 漁船法第10条第1項の登録の申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答又は同法第17条第1項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答</u></p> <p><u>3 条例別表第3号の規則で定める事務は、地方税法（昭和25年法律第226号）による県税の犯則事件の調査に関する犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</u></p> <p><u>4 条例別表第4号の規則で定める事務は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第2項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。</u></p> <p><u>5 条例別表第5号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 採石法（昭和25年法律第291号）第32条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u></p>	<p>(趣旨) 第1条 略</p>

- (2) 採石法第32条の7第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 6 条例別表第6号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項又は第16条第1項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 高压ガス保安法第5条第2項、第17条第2項、第17条の2第1項、第20条の4、第24条の2第1項又は第24条の4第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 7 条例別表第7号の規則で定める事務は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業を行うために必要な土地（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底を含む。）若しくは当該土地にある物件について所有権を有し、又は当該土地若しくは物件に関して所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 8 条例別表第8号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第3条第1項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 覚せい剤取締法第12条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 9 条例別表第9号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第3条第1項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 麻薬及び向精神薬取締法第9条第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 10 条例別表第10号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）第33条第1項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 薬事法施行細則（昭和39年香川県規則第70号）第16条第1項の書換え交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 11 条例別表第11号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 砂利採取法第9条第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- (3) 砂利採取法第16条の認可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 12 条例別表第12号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 介護保険法第69条の4の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 13 条例別表第13号の規則で定める事務は、香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）第8条の3第1項又は第10条の5第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
- 14 条例別表第14号の規則で定める事務は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）による県税の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する次に掲げる者（当該者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- (1) 納税者、特別徴収義務者若しくは納税義務者又はこれらの第二次納税義務者、保証人その他の納税義務者と認められる者（以下「納税者等」という。）
- (2) 納税者等の相続人
- (3) 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者
- (4) 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者
- (5) 納税者等が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- (6) 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある第三者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、地方税法の規定による徴税吏員の質問検査権により調査の必要があると認められる者

(8) 香川県税条例第91条の3に規定する自動車税の減免の手續に係る身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）又は当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者

(9) 香川県税条例第91条の4に規定する自動車税の減免の手續に係る身体障害者等

15 条例別表第15号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 香川県恩給条例（昭和29年香川県条例第30号）による恩給の支給（以下この項において「支給」という。）の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

(2) 支給を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

(3) 支給を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

16 条例別表第16号の規則で定める事務は、香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）第12条第4項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

17 条例別表第17号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 香川県屋外広告物条例（昭和40年香川県条例第18号）第26条第1項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(2) 香川県屋外広告物条例第30条第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

18 条例別表第18号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 香川県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年香川県条例第2号）による年金の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(2) 香川県心身障害者扶養共済制度条例第17条第4項の報告の受理又はその報告に係る事実についての審査

19 条例別表第19号の規則で定める事務は、香川県表彰規則（昭和30年香川県規則第54号）による表彰を受ける者（候補者を含む。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

（本人確認情報の利用の状況の公表）

第3条 条例第3条の規定による本人確認情報の利用の状況の公表は、毎年

4月から翌年3月までの期間に係る本人確認情報の利用を行った事務の区分及び利用した本人確認情報の件数を取りまとめ、これを当該期間終了後1月以内にインターネットの利用により行うものとする。

(自己の本人確認情報の開示の請求)

第4条 略

第5条 略

(自己の本人確認情報の開示に係る費用の額等)

第6条 条例第6条の書面の作成に要する費用の額は、当該書面1枚につき20円とする。

2 条例第6条の書面の作成及び交付に要する費用は、前納とする。

(自己の本人確認情報の訂正等の申出)

第7条 略

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の申出について準用する。

第8条 略

第1号様式 (第4条関係)

略

第2号様式 (第7条関係)

略

第3号様式 (第8条関係)

略

(自己の本人確認情報の開示の請求)

第2条 略

第3条 略

(自己の本人確認情報の開示に係る費用の額等)

第4条 条例第4条の書面の作成に要する費用の額は、当該書面1枚につき20円とする。

2 条例第4条の書面の作成及び交付に要する費用は、前納とする。

(自己の本人確認情報の訂正等の申出)

第5条 略

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の申出について準用する。

第6条 略

第1号様式 (第2条関係)

略

第2号様式 (第5条関係)

略

第3号様式 (第6条関係)

略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(香川県青少年保護育成条例施行規則の一部改正)

2 香川県青少年保護育成条例施行規則(昭和27年香川県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条 略</p> <p>2 条例第8条の3第1項の規定による届出は、特定自動販売機等設置届出書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。<u>ただし、第1号又は第2号に掲げる住民票の写しについては、当該者が県内に住所を有する場合は、その添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の届出書（特定自動販売機等の使用の廃止の届出に係るものを除く。）には、第2項各号に掲げる書類のうち変更事項に係るものを添付しなければならない。<u>この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。</u></p> <p>第10条 略</p> <p>2 条例第10条の5第1項の規定による届出は、利用カード自動販売機設置届出書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。<u>ただし、第1号又は第2号に掲げる住民票の写しについては、当該者が県内に住所を有する場合は、その添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の届出書（利用カード自動販売機の使用の廃止の届出に係るものを除く。）には、第2項各号に掲げる書類のうち変更事項に係るものを添付しなければならない。<u>この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。</u></p>	<p>第6条 略</p> <p>2 条例第8条の3第1項の規定による届出は、特定自動販売機等設置届出書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の届出書（特定自動販売機等の使用の廃止の届出に係るものを除く。）には、第2項各号に掲げる書類のうち変更事項に係るものを添付しなければならない。</p> <p>第10条 略</p> <p>2 条例第10条の5第1項の規定による届出は、利用カード自動販売機設置届出書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の届出書（利用カード自動販売機の使用の廃止の届出に係るものを除く。）には、第2項各号に掲げる書類のうち変更事項に係るものを添付しなければならない。</p>

(香川県営住宅条例施行規則の一部改正)

3 香川県営住宅条例施行規則(昭和39年香川県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>第7号様式(第13条関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A列4番)</p> <p style="text-align: center;">連 帯 保 証 人 変 更 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">県営住宅 団地 棟 号室 (電話番号 ) 入居者 氏名 ㊟</p> <p>次のとおり連帯保証人に変更があったので届け出ます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">変更項目</th> <th style="width:30%;">住 所</th> <th style="width:20%;">勤 務 先</th> <th style="width:40%;">氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">変 更 前</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変 更 後</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">㊟</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 太枠内は、記入しないでください。                  2 住所に変更があった場合は、連帯保証人の住民票を添付してください。<u>ただし、変更後の住所が県内の場合は、添付を省略することができます。(連帯保証人は、県内居住者又は県内勤務者でなければなりませんので、当該条件を満たさなくなった場合には、この届出でなく、別の連帯保証人に変更する申請が必要です。)</u>                  3 氏名に変更があった場合は、連帯保証人の押印した印の印鑑登録証明書(発行後3月以内のもの)を添付してください。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">入力済確認欄</td> <td style="width: 40px; height: 20px;"></td> </tr> </table> </div>	変更項目	住 所	勤 務 先	氏 名	変 更 前				変 更 後			㊟	入力済確認欄		<p>第7号様式(第13条関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A列4番)</p> <p style="text-align: center;">連 帯 保 証 人 変 更 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">県営住宅 団地 棟 号室 (電話番号 ) 入居者 氏名 ㊟</p> <p>次のとおり連帯保証人に変更があったので届け出ます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">変更項目</th> <th style="width:30%;">住 所</th> <th style="width:20%;">勤 務 先</th> <th style="width:40%;">氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">変 更 前</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変 更 後</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">㊟</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 太枠内は、記入しないでください。                  2 住所に変更があった場合は、連帯保証人の住民票を添付してください。                  3 氏名に変更があった場合は、連帯保証人の押印した印の印鑑登録証明書(発行後3月以内のもの)を添付してください。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">入力済確認欄</td> <td style="width: 40px; height: 20px;"></td> </tr> </table> </div>	変更項目	住 所	勤 務 先	氏 名	変 更 前				変 更 後			㊟	入力済確認欄	
変更項目	住 所	勤 務 先	氏 名																										
変 更 前																													
変 更 後			㊟																										
入力済確認欄																													
変更項目	住 所	勤 務 先	氏 名																										
変 更 前																													
変 更 後			㊟																										
入力済確認欄																													

(香川県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

- 4 香川県屋外広告物条例施行規則（昭和40年香川県規則第78号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録の申請)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第27条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。<u>ただし、第2号又は第4号に掲げる住民票の抄本については、当該者が県内に住所を有する場合は、その添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第17条 条例第30条第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（第14号様式）に、次の各号に掲げる変更のあった事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。<u>ただし、当該各号に掲げる住民票の抄本については、当該者が県内に住所を有する場合は、その添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第11号様式（第15条関係）</p> <p>(表面) 略</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第27条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第17条 条例第30条第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（第14号様式）に、次の各号に掲げる変更のあった事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第11号様式（第15条関係）</p> <p>(表面) 略</p>



(裏面)

法定代理人 (未成年者 の場合)	住 所	郵便番号 (    —    )		
	(ふりがな) 氏 名			
	電 話 番 号			
香川県の区域 (高松市の区域を除く。) 内において営業を行う営業所				
名 称	所 在 地		電 話 番 号	
	営業所ごとに選任される業務主任者			
	(ふりがな) 氏 名	生年 月 日	昭和 平成	年 月 日
名 称	所 在 地		電 話 番 号	
	営業所ごとに選任される業務主任者			
	(ふりがな) 氏 名	生年 月 日	昭和 平成	年 月 日
名 称	所 在 地		電 話 番 号	
	営業所ごとに選任される業務主任者			
	(ふりがな) 氏 名	生年 月 日	昭和 平成	年 月 日
添 付 書 類	1 誓約書 2 登録申請者 (法人にあつては役員、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつては登録申請者及びその法定代理人) の略歴書及び住民票の抄本 3 法人にあつては、登記事項証明書 4 営業所ごとに選任される業務主任者が香川県屋外広告物条例第34条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の抄本			

注 県内に住所を有する者については、住民票の抄本の添付を省略することができます。

(裏面)

法定代理人 (未成年者 の場合)	住 所	郵便番号 (    —    )		
	(ふりがな) 氏 名			
	電 話 番 号			
香川県の区域 (高松市の区域を除く。) 内において営業を行う営業所				営業所ごとに選任される業務主任者の氏名
名 称	所 在 地		電 話 番 号	
	営業所ごとに選任される業務主任者			
	(ふりがな) 氏 名	生年 月 日	昭和 平成	年 月 日
	営業所ごとに選任される業務主任者			
	(ふりがな) 氏 名	生年 月 日	昭和 平成	年 月 日
添 付 書 類	1 誓約書 2 登録申請者 (法人にあつては役員、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつては登録申請者及びその法定代理人) の略歴書及び住民票の抄本 3 法人にあつては、登記事項証明書 4 営業所ごとに選任される業務主任者が香川県屋外広告物条例第34条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の抄本			

第13号様式（第15条、第17条関係）

(日本工業規格A列4番)  
書

略 歴

区 分	登録申請者	法人の役員	法定代理人
住 所			
(ふりがな) 氏 名			
生 年 月 日	昭和	年	月 日
	平成		
略 歴	期 間 自 年月日 至 年月日	職 務 又 は 業 務 の 内 容	
行 政 処 分 等	年 月 日	内 容	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏 名 ㊟			

- 注 1 区分は、不要の文字を横線で消してください。  
 2 略歴は、最近のものから順次記入してください。  
 3 行政処分等は、屋外広告物法に基づく条例の規定により処分を受けた経歴及び当該条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴について記入してください。  
 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第13号様式（第15条、第17条関係）

(日本工業規格A列4番)  
書

略 歴

区 分	登録申請者	法人の役員	法定代理人
住 所			
(ふりがな) 氏 名			
略 歴	期 間 自 年月日 至 年月日	職 務 又 は 業 務 の 内 容	
行 政 処 分 等	年 月 日	内 容	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏 名 ㊟			

- 注 1 区分は、不要の文字を横線で消してください。  
 2 略歴は、最近のものから順次記入してください。  
 3 行政処分等は、屋外広告物法に基づく条例の規定により処分を受けた経歴及び当該条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴について記入してください。  
 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第14号様式（第17条関係）

（日本工業規格A列4番）

屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 ㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

香川県屋外広告物条例第30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日		
登 録 番 号	香川県屋外広告業登録第 号		
変更のあった事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
新たに業務主任者となった者がいる場合は 当該者の生年月日	昭和 年 月 日 平成		
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 氏名若しくは名称若しくは住所又は法人の代表者の氏名の変更の場合 登録申請者の住民票の抄本又は登記事項証明書</li> <li>2 法人の役員の氏名の変更の場合 登記事項証明書及び変更に係る役員の住民票の抄本並びに新たに役員となった者がいる場合にあっては、誓約書及びその者の略歴書</li> <li>3 法定代理人の氏名又は住所の変更の場合 法定代理人の住民票の抄本並びに新たに法定代理人となった者がいる場合にあっては、誓約書及びその者の略歴書</li> <li>4 業務主任者の氏名の変更の場合 業務主任者の住民票の抄本及び新たに業務主任者となった者がいる場合にあっては、その者が香川県屋外広告物条例第34条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面</li> </ol>		

注 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

2 県内に住所を有する者については、住民票の抄本の添付を省略することができます。

第14号様式（第17条関係）

（日本工業規格A列4番）

屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 ㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

香川県屋外広告物条例第30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日		
登 録 番 号	香川県屋外広告業登録第 号		
変更のあった事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 氏名若しくは名称若しくは住所又は法人の代表者の氏名の変更の場合 登録申請者の住民票の抄本又は登記事項証明書</li> <li>2 法人の役員の氏名の変更の場合 登記事項証明書及び変更に係る役員の住民票の抄本並びに新たに役員となった者がいる場合にあっては、誓約書及びその者の略歴書</li> <li>3 法定代理人の氏名又は住所の変更の場合 法定代理人の住民票の抄本並びに新たに法定代理人となった者がいる場合にあっては、誓約書及びその者の略歴書</li> <li>4 業務主任者の氏名の変更の場合 業務主任者の住民票の抄本及び新たに業務主任者となった者がいる場合にあっては、その者が香川県屋外広告物条例第34条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面</li> </ol>		

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

- 5 香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年香川県規則第17号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出の様式等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 条例第17条第4項の規定による年金受給権者の現況報告は、毎年4月1日における現況を記載した年金受給権者現況届書（第15号様式）に、年金受給権者の住民票の写しを添えてその年の5月末日までにしなければならない。<u>ただし、年金受給権者が県内に住所を有する場合は、住民票の写しの添付を省略することができる。</u></p>	<p>(届出の様式等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 条例第17条第4項の規定による年金受給権者の現況報告は、毎年4月1日における現況を記載した年金受給権者現況届書（第15号様式）に、年金受給権者の住民票の写しを添えてその年の5月末日までにしなければならない。</p>

第15号様式（第12条関係）

年金証書番号	
--------	--

年金受給権者現況届書

年 金 受 給 権 者	氏名			
	住所			
	現況	施設入所等の有無	年金管理者の有無	
		1 有 (1) 施設入所 (種類 ) (2) 入院 (3) その他 ( ) 2 無 (1) 特別支援学校 (2) 就 労 (3) その他 ( )	1 有 (1) 父 (2) 母 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹 (5) その他の親族 (6) その他 ( ) 2 無 ( )	
香川県心身障害者扶養共済制度条例第17条第4項の規定により届け出ます。				
年 月 日				
香川県知事 殿				
届出者 氏名 ㊟				

注1 記名押印に代えて署名することができます。

2 年金受給権者の住民票の写しを添付してください。ただし、県内に住所を有する者については、添付を省略することができます。

第15号様式（第12条関係）

年金証書番号	
--------	--

年金受給権者現況届書

年 金 受 給 権 者	氏名			
	住所			
	現況	施設入所等の有無	年金管理者の有無	
		1 有 (1) 施設入所 (種類 ) (2) 入院 (3) その他 ( ) 2 無 (1) 特別支援学校 (2) 就 労 (3) その他 ( )	1 有 (1) 父 (2) 母 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹 (5) その他の親族 (6) その他 ( ) 2 無 ( )	
香川県心身障害者扶養共済制度条例第17条第4項の規定により届け出ます。				
年 月 日				
香川県知事 殿				
届出者 氏名 ㊟				

注1 記名押印に代えて署名することができます。

2 年金受給権者の住民票の写しを添付してください。

(狂犬病予防法施行細則の一部改正)

6 狂犬病予防法施行細則（平成15年香川県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																						
<p>第1号様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A列4番）</p> <p style="text-align: center;">狂犬病予防技術員指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>狂犬病予防法第6条第2項の規定による指定を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>1 申請者の略歴</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年 月 日</th> <th style="width: 55%;">学歴及び職歴に関する事項</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 住民票の写し（<u>県内に住所を有する者は省略できます。</u>）</p> <p>(2) 健康診断書</p> <p>(3) 写真（申請前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）2枚</p>	年 月 日	学歴及び職歴に関する事項	備 考																									<p>第1号様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A列4番）</p> <p style="text-align: center;">狂犬病予防技術員指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>狂犬病予防法第6条第2項の規定による指定を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>1 申請者の略歴</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年 月 日</th> <th style="width: 55%;">学歴及び職歴に関する事項</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 住民票の写し</p> <p>(2) 健康診断書</p> <p>(3) 写真（申請前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）2枚</p>	年 月 日	学歴及び職歴に関する事項	備 考																								
年 月 日	学歴及び職歴に関する事項	備 考																																																					
年 月 日	学歴及び職歴に関する事項	備 考																																																					